

佐賀県開発審査会付議基準及び取扱要領

付 議 基 準	取 扱 要 領
<p>【第21号基準 学校教育法第1条に規定する学校】</p> <p>1 既に許可不要で建てられた既存の施設について、次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1) 敷地拡大に関して、やむを得ない理由により必要と認められるもの。</p> <p>(2) 従前の敷地とやむを得ず拡大する敷地が隣接しており、合理的な土地利用が図られるものであること。</p>	<p>【第21号基準】</p> <p>(1) 付議基準1の(1)にいう「やむを得ない理由」とは、児童・生徒数の増加や学校の統廃合計画により増改築を伴う場合や施設設置基準に適合させるためにやむを得ず校舎等の増築を必要とする場合で既存の敷地では狭隘又は不整形のため敷地を拡大しなければ既存の敷地内では増改築が困難である場合に限る。</p> <p>(2) 付議基準1の(2)にいう「合理的な土地利用が図られる」とは、既存施設の用途、目的等に沿って敷地内の適正な配置計画がとられているものであることとする。</p>

佐賀県開発審査会付議基準及び取扱要領

付 議 基 準	取 扱 要 領
<p>【第22号基準 医療法第1条の5第1項に規定する病院】</p> <p>1 新規の設置については設置及び運営が国の定める基準に適合するものであり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、県の地域医療の計画等において、地域の医療施策の観点から必要であると位置付けられたもので、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 救急医療の充実が求められている地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該市街化調整区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合。</p> <p>(2) 当該病院施設の入院患者にとって、当該市街化調整区域周辺の自然環境その他療養環境が必要であると客観的に認められる場合。</p> <p>(3) 病床過剰地域に設置された病院が、病床不足地域に移転する場合。</p> <p>2 既に許可不要で建てられた既存の施設については、次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1) 敷地拡大に関して、やむを得ない理由により必要と認められるもの。</p> <p>(2) 従前の敷地とやむを得ず拡大する敷地が隣接しており、合理的な土地利用が図られるものであること。</p>	<p>【第22号基準】</p> <p>(1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に定める助産所で、都市計画法第34条第1号に該当しないものについても、本号の審査の対象とする。</p> <p>(2) 付議基準1の本文にいう「県の地域医療の計画等において、地域の医療施策の観点から必要であると位置付けられたもの」について、地域医療計画等に基づいて、(1)から(3)に関して当該病院を当該市街化調整区域内に設置することが必要であるとの県の担当部局の意見書が添付されたものであることとする。</p> <p>(3) 付議基準1について、開発区域の面積は5,000㎡未満とする。</p> <p>(4) 付議基準2の(2)にいう「やむを得ない理由」とは、病院の設置基準に適合させるためにやむを得ず病院施設の増改築を必要とし、既存の敷地では狭隘又は不整形のため敷地を拡大しなければ増改築が困難である場合に限る。</p> <p>(5) 付議基準2の(2)にいう「合理的な土地利用が図られる」とは、既存施設の用途、目的等に沿って敷地内の適正な配置計画がとられているものであることとする。</p>

佐賀県開発審査会付議基準及び取扱要領

付 議 基 準	取 扱 要 領
<p>【第23号基準 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業の用に供する施設及び更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設】</p> <p>1 新規の設置については設置及び運営が国や県の定める基準に適合するものであり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、県、又は市町の地域福祉計画等において、地域の福祉施策の観点から必要であると位置付けられたもので、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該申請に係る社会福祉施設のそれぞれが持つ機能とが密接に連携して立地又は運営する必要がある場合。</p> <p>(2) 当該申請に係る施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。</p> <p>(3) 当該申請に係る施設が提供するサービスの特性から、当該市街化調整区域周辺の資源、環境等の活用が必要と客観的に認められる場合。</p> <p>2 既に許可不要で建てられた既存の施設については、次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1) 敷地拡大に関して、やむを得ない理由により必要と認められるもの。</p> <p>(2) 従前の敷地とやむを得ず拡大する敷地が隣接しており、合理的な土地利用が図られるものであること。</p>	<p>【第23号基準】</p> <p>(1) 付議基準1の本文にいう「県や市町の福祉計画等において、地域の福祉施策の観点から必要であると位置付けられたもの」について、地域福祉計画等に基づいて、(1)から(3)に関して当該施設を当該市街化調整区域内に設置することが必要であるとの県又は市町の担当部局の意見書が添付されたものであることとする。</p> <p>(2) 付議基準1について、開発区域の面積は5,000㎡未満とする。</p> <p>(3) 付議基準2の(1)にいう「やむを得ない理由」とは、老朽化等による増改築を伴う場合で施設の設置基準に適合させるためにやむを得ず施設の増改築を必要とし、既存の敷地では狭隘又は不整形のため敷地を拡大しなければ増改築が困難である場合に限る。</p> <p>(4) 付議基準2の(2)にいう「合理的な土地利用が図られる」とは、既存施設の用途、目的等に沿って敷地内の適正な配置計画がとられているものであることとする。</p>